

平成29年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会1月定例会議事録

- 1 日 時 平成30年1月10日（水）午後3時00分～午後4時15分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 細田会長、後藤副会長、植松副会長、小室会計、和田監事、矢野監事、
関野保、河内昇、篠原徳守、林正明、真野宗直、三觜健一、林申次、
滝本誠、弓達茂、新倉昭人、中田一夫、前田積、青木三郎、古谷宏、
鈴木健司、小山博美、永澤鐵男の各委員
欠席：高梨勇、熊澤繁雄、小島清計の各委員
秘書広報課（伊勢田主幹他）
市民自治推進課（富田課長、松岡協働推進担当課長、永倉課長補佐、
小松担当主査）
事務局（安藤、長野）

4 会議の経過

(1) 開 会 後藤副会長

(2) あいさつ 細田会長

(3) 議 題

① 新年賀詞交歓会について
事務局より、資料に基づき説明した。

② 先進都市視察について
事務局より、資料に基づき説明した。

③ 平成30年度定例会等の日程について
事務局より、資料に基づき説明した。
主な質疑は次のとおり。

(問) 4月に臨時役員会があるが、内容は何を行うのか。

(答) 決算監査とともに臨時役員会を行うが、5月の総会に向けての準備調整を行うため開催するものである。

(問) 5月の総会時は改選期である。役員任期は2年であり、2年に1回総会の前には選考委員会をやることは分かっているのか。検討した方がよいのではないか。

(答) 5月の総会の中で新しい役員を承認していただくことになる。

(問) 総会の前に集まって役員を決めなくてはいけないのではないか。

(答) 平成28年度も総会の当日に役員選考委員会を開催し、総会において承認いただいている。

(問) 総会の前に決めておかないと総会がスムーズに進行しないのではないか。

(答) 今までも開催しているが、臨時役員会については、総会に向けて作成される資料の確認などの調整を行っている。これを行わないと総会が開けない。このことから4月に臨

時役員会を予定に入れている。今までもこのようにやっている。

(問) 変えていっても良いのではないか。総会では、役員について承認するだけであって、その前に協議するのが通例である。新しくまちぢから協議会連絡会になってからそうなったものである。

(答) 旧自治会連絡協議会の時から同じ形でやっている。

(問) 総会の日には役員選考をやるのではなく事前にやった方がよい。私はそう思う。

(答) 新メンバーにより役員を決定しているので4月時点でやることはできない。

(問) 形式的に総会の前に役員を決めるということをやってきた。3月までは29年度であり、4月に入り役員候補者の選定を行い、総会はスムーズに行くようにやった方がよい。

(答) 4月にできない理由というのは、まだ各地区で総会が終了しておらず、各地区の新しい役員が決まっていないので、4月に連絡会の役員を決めるという事は難しい。いつも5月の総会で新しいメンバーにより役員を決めている。4月に決めるとなると各地区の総会をもっと早くやらないと間に合わない。通常、自治会等は4月初めから中旬にかけて総会を行い、そのあと各地区まちぢから協議会の総会がある。だから連絡会の役員を決めることは4月では間に合わないと思う。他の委員はいかがか。

(その通り、間に合わないという声あり)

(問) 早いところでは1月、2月から始まっている。それで私の地区ではだいたい4月の頭には各自治会の総会は終わってしまう。

(答) どちらにしても各地区やあるいは母体になっている自治会の総会が終わらないと、各地区のまちぢから協議会の総会が出来ない。メンバーが決まらないわけで、そのあと総会に持っていく形をとっていかないと決めにくい。そういう事から考えれば今まで通りやっていく形の方が良いのではないか。

(問) 5月の総会前に役員選考委員会をやることを日程表に記載しておかないといけない。

(答) 旧自治会連絡協議会の時も総会の当日に各地区連合会の副会長が選考委員になり役員選考委員会を開いている。まちぢから協議会連絡会の第1回の時も役員を決めるときは、選挙でやった。今回も選挙という形になるんだろうと想定している。

(問) 総会ではなく、総会の前に役員を決める委員会をやるという事を日程表に記載しておけばよい。

(答) どの総会でも旧の委員で総会を始め、途中で役員を選出し、そこからは新しい役員に変わり総会を終わるとというのが普通の総会である。今言われたように、例えば決算でも監査をしてからやるわけだから、旧の役員が監査をやって終了していないと次に引き渡せないのだから今までのやり方で何ら問題はないと思う。

(問) 総会の議事の進め方について、総会を開催してから別室において各地区の副会長により選考委員会を開く、その委員会の報告を総会で諮るという説明をすればよいのではないか。

(答) 総会当日の流れについてご説明する。総会を開催した後、役員選考に入る前に一度休憩を取り、各地区の副会長による役員選考委員会を別室にて開催する。総会を再開し、役員選考委員会で決定した内容について役員選考委員会の代表者により報告していた

だき、承認を得るという流れで、役員を決定している。

(問) 総会の前にそれをやるという事を文章化しておいた方がよいという事を提案している。

(答) 2月定例会で改めて日程(案)をお示しさせていただく。宜しくお願いする。

④ その他

ア 情報交換について

(ア) 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況等について

後藤副会長より、茅ヶ崎市内の12月末現在の犯罪発生状況等について、資料に基づき説明があった。

振り込み詐欺については、9月から11月は4、5件で落ち着いて来たと思っていたが、12月は15件発生した。29年の最後に新記録となってしまった。金額は15件で1,620万円、だいたい1件当たり約100万円である。先月報告したのが3件で2,980万円で、1件で約1,000万円近い金額であった。

これは、今騒がれているカードを銀行員や弁護士を名乗り取りに来て、その時に暗証番号を聞き出し、それにより被害にあい、気が付いた時には何回も銀行で預金をおろされてしまう。銀行では1回の限度額があるので何回もやられると1千万円近くになってしまう。11月はそういう3件で2,980万円となっている。12月については15件で1,620万円、1件当たり約100万円であるが、大変な金額である。今年は、各自治会等団体を含めて1月は特に集まる機会も多いと思うので、是非機会あるごとに振り込み詐欺について話をさせていただければと思うので宜しくお願いする。

他の犯罪についてはそれほど大きなものはないが、オートバイ盗、自転車盗が相変わらず多い。交通事故については、茅ヶ崎市では高齢者はそれほど多くないが、自転車、二輪車事故が多い。また今朝のニュースで、昨日85歳の方が交通事故を起こし、女子高校生2人が大きな事故にあったという事で、これは家族が本人の認知症をある程度分かっている本人に免許を返納しなさいと何回か言っていたそうですけど、言う事を聞かずに運転し、事故が起きたものである。私も警察の会議の中で何回も言っているが、家族が免許証の返納を勧めても本人はまだ運転できるという意識を持っていてやめないという状況がある。そのような時に認知症は病院で検査を受けてわかる場合と、ある程度認知症になっても分からない場合がある。家族は毎日一緒にいるとわかる。そういう事で、もし事故が起こってその人が認知症だった場合、家族が罰せられるという法律も作っていないと事故はなくなるのではないかと思う。家族は法律があれば、お父さん運転しては駄目ですと強く言えるが、今の状況だとなかなか言えない。このような事故や逆走による事故などがあるので地域の中で色々な機会に気を付けようよというお話をさせていただければと思うので宜しくお願いする。

主な質疑は次のとおり。

(問) 1か月で15件発生したが、その内容はどのようなものなのか。

(答) まだ警察署から細かいことを聞いていないが、特に海岸地区が4件と多く、湘南地区

も2件という事で、近いうちに町名も含めて各地区の状況を確認しておく。

イ その他

(ア) 平成30年度市民の集い（市民集会）日程表（案）について

市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。

平成30年度市民の集い（市民集会）日程表（案）については、過去2か年度の実績を踏まえ、すでに各地区の担当職員が皆様と調整させていただきながら予定という事で調整させていただき一覧にしたものである。ご確認いただき、もし修正点等があれば後ほど市民自治推進課へご連絡いただきたい。これをもって本日、秘書広報課にこの日程表（案）を提示していきたいと思う。なお市長の都合で日程調整を余儀なくされる場合もあるかもしれないが、その点はしっかりフォローさせていただきたい。

(イ) 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定について

市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。

地域コミュニティの認定について、今予定されているのは、茅ヶ崎地区と茅ヶ崎南地区で、地域担当職員と最終的な詰めをさせていただいているところである。予定では、1月30日にその認定に係る茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催する予定である。

(ウ) 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会公募委員の募集について

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会は、学識経験を有する者や事業者の代表者、公募委員2名等合わせて7名で組織されている審議会であるが、今年の春でまる2年となり委員の満了となる。ここで改めて公募委員の募集を掛けるところであり、1月15日号の広報紙で公募のお知らせをさせていただく。資料の配布も1月15日から配布という事で、募集期間は2月1日から1か月間という事である。

(エ) 自治会加入促進チラシについて

まちぢから協議会の取り組みを進めていく上では、各地区の自治会がベースになっている。先般、湘南地区でまちぢから協議会の広報紙を発行されたところであるが、自治会加入促進のチラシを市民自治推進課職員と地域で調整させていただき、これを湘南地区でも未加入世帯を中心にお配りいただいたと聞いている。このデータを市民自治推進課でも持っているのも、もしほかの地区でも自治会の取り組みの紹介等、何かの情報発信と合わせて自治会加入促進につなげたいという事であれば、何なりと地域担当職員にお申し出いただければそれに対応していきたいと思っているので宜しく願います。

主な質疑は次のとおり。

(問) 湘南地区がやっている未加入世帯への自治会加入促進については、どこの地区でも気にしているところであり、こういうアイデア、こういう文面が人の心を打つのかなというところに関心は来ている。後日参考に文面の提示をしていただければありがたい。

(答) 湘南地区で先月配布した。各自治会に広報紙を配布していただいたが、その際、自治会へ加入していない世帯へも配布をお願いするにあたって、せっかくだから未加入世帯にも加入していただこうと案内と一緒に付けた。その中には自治会では防犯、環境、福祉などでいろいろと活動していることとか、下欄には、各自治会ごとに自治会長名と電話番号、住所を記載しており、自治会加入希望があれば記載の自治会長に連絡していただきたいと書いたところ、数件、自治会長あてに自治会に加入したいという電話が入ったそうである。ただ加入してくださいというとなかなか難しいので、自治会長名や電話番号を書いてあると相手も電話を試みようと思う。2月定例会で湘南地区の自治会加入促進チラシをお渡しさせていただく。

(4) 行政からの依頼事項

○ 定例・報告事項

① パブリックコメントについて（4件）

市民自治推進課長より、パブリックコメント4件について説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) パブリックコメントの中に茅ヶ崎市教育基本計画第4次実施計画（素案）があるが、教育について元教諭の小室会計にお尋ねしたい。教育基本法は文科省が決めるわけであるが、今日テレビを見ていて、ゆとり教育を10年間やり、その次に学力の詰め込み教育をやったらしい。そして、これから学校では、教えるという事よりも生徒同士がいろいろと教えあいをして教育が進んでいくというようで、文科省が基本を出し、32年あたりからやるという話を聞いた。学校というものは、決まったことを教えるのかと思ったらそうではないと言われて、これではどうしても塾というものはなくなってしまうが、そのような事なのか。

(答) 平たく言えば、教育というものは教えるわけだから、教える部分と善悪等々はやはり育てなくてはいけない。教えすぎると抵抗もあるし、何もしないで自分たちだけで築きなさいとなると好き勝手なことをしてしまう。その辺のさじ加減がその時の施策によって左右上下に行ったりしている。根幹は変わっていないと思うが、やりすぎるともっとゆとりをと、世の中の世情を見るとだいたい10年スパンぐらいで行ったり来たりしている。だから、今どこの世情に入っているかで理解はしなくてもそうなのかと思わざる得ないのではないか。個々の意見を聞けばみな違う。しかし国、県の教育施策は1つにしないといけないところに難しさがあるのではないか。だからバランスだと思う。「めだかの学校」と「すずめの学校」の違いはあるが、両方の歌があるように両方の世界が一番大事ではないのか。細かいことは教育委員会にお尋ねしていただいた方がよいと思う。

(市民自治推進課長)

そのようなことが素案に記載されるかわからないが、そのようなご意見、ご質問等があればパブリックコメントや所管課にご案内するので、市民自治推進課にお申し出いただければと思う。

② 「ちがさきサポセンワイワイまつり」開催の周知について

市民自治推進課協働推進担当課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(意見) 「イザ！カエルキャラバン！」について、ゲーム感覚で子どもたちが防災を知ろうということで、私たちも6年位前に地域でお手伝いに行ったが、子どもたちと一緒にいてくる若いお父さん、お母さんに防災意識を持ってもらうという事で、とても良い取り組みだと思った。湘南地区では3年に1回子どもたちを対象にした防災訓練を行っている。その中で、このカエルキャラバンを参考にしながらやっている。だいたい子どもを対象にした防災訓練はあまりやらない。それで一緒に若いお父さん、お母さんが来るという事が非常に大事で、我々それを大事にしながらやっているが、こういうのも一つの方法かなという事で出来たら一度見て参考にさせていただきたいのでお話しさせていただいた。

(問) 開催日の前後のサポセンの休みなどはあるのか。

(答) 前後の休みはなく、一週間前からさぼせんまつりウィークということで徐々に祭の機運を盛り上げるという事で、壁面に色々な展示物を配置したりすることを行う。お部屋をクローズしたり入り口が入れないという事はないので普通通りに使用できる。

③ 下半期広報紙等配布業務完了報告書の提出について (依頼)

秘書広報課主幹より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 平成30年度の広報紙配布手数料の値上げは考えたのか。2月に再発行する洪水(想定最大規模降雨相模川版)・土砂災害ハザードマップがあるが、このようなタイプのものが来ると、丸めることも出来ず配布に非常に困る。だから広報紙の配布手数料を値上げするのかどうか聞いている。配布部数の多い担当は大変な負担である。そこをよく考えて、次年度の配布手数料の値上げをお願いする。

(答) 回覧や同時配布のもので、今お話のあった再配送するというものについては、庁内全体の事で、ご協力を頂いてるものである。皆様のご協力により市民の皆様へ情報を伝えられるという事で、非常に感謝している。

手数料の値上げについては、現在予算編成作業中であるが、来年度も例年通りと考えている。お手数料をかけている中、現状のまま引き続きご協力いただければという事で宜しく願います。

(要望) そう簡単にはお願いしませんがと言われても困る。自治会が広報紙を配布しなかったらどうなるのか。検討していただきたい。

(意見) 少し話をさせていただく。

このところ茅ヶ崎市はいくつの大きな工事をやっているのか。最低でも5つある。職員に言わせるとお金がないという。お金がないと言ってもあれだけの工事をやっているのではないかと職員に言ったら、あれは皆借金なんですと。借金を返すのは、市民で

ある。

それで最近、建設業者が市立病院の増設工事をしている。しかし1回中断した。現場から何が出てきたかという、基礎が出てきた。その基礎をとってしまうと、今の建物もぐらつくらしい。それだからそう簡単には基礎を撤去するわけにはいかないの、それでは工事をどうするかと言ったら、その基礎に穴を開けてそこに柱を立てるという事で新聞にも出ていたらしい。私も分からないので、市立病院に昨日電話をして聞いたら、現場は元は田んぼで、田んぼにはそんな基礎があるかわからないけれども、今の立体駐車場にも基礎があるという事なので、元の病院がその場所に建っていたのか。

それで、銀行に行けばどこでもお金を貸してくれるが、それは借金なのでその金額を市民に報告する義務があると思う。

まちぢから協議会連絡会でいろいろなことを検討してもいい。ただ先進都市視察等の協議をするのであれば自治会連合会でも何ら支障はない。自治会連合会でなく、まちぢから協議会連絡会となったら、いわゆる体育振興会、青少協、地区社協もそうだが、私はまちぢから協議会を作るんだと言われた時に市民を出しているところの委員会の調整をしなさいという事は口が酸っぱくなるほど言ったがそこには手が付けられない。まちぢから協議会になった意味がない。これだけは言うておく。自治会の事ばかりをやっている、それでは地域ではどうなっているのか、まちぢから協議会というものは、全体の事を協議して委員会を作ろうという事が基本なので、その基本を忘れてしまっただけは駄目である。

それで確かに銀行ではお金を貸してくれるが、債務は茅ヶ崎市は一般市民から税金として徴収する。そうでないと借金は返せない。それだったらいろいろなことを何も審議をするのと報告をするのとは違う。そのことに気を付けていただきたい。私は市立病院の運営委員を10年もやったが、元のところの建物について副院長に聞いた。あそこにあつたらしい。今の建物の写真や図面はあるが、壊したものは無いということで、それだから建設業者が掘ったらその基礎が出てしまった。そういう話である。こうしたことが新聞に載るのであれば担当しているところの者がこのようなことがあったという報告くらいは、まちぢから協議会連絡会として要求しても十分不足はないと思う。これからそういう事も考えてまちぢから協議会連絡会を進めていただきたい。

(答) 確かに自治会連絡協議会とは違って、まちぢから協議会連絡会は、様々な地域の福祉であったり健康であったり、そういうところも総合的な観点でやらなくてはいけないと思っている。市民自治推進課もまだまだ足りない部分があり、必要な情報を的確にタイムリーにお伝えしなければいけないところ、これからも勉強していきたいと思う。貴重なご意見に感謝する。

(5) 閉 会 植松副会長